

千葉市河川管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月27日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第47号

千葉市河川管理条例の一部を改正する条例

千葉市河川管理条例（平成12年千葉市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「鉦工業用」を「鉦工業の用」に、「4,900円」を「5,030円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、別表第1項の表の改正規定（「鉦工業用」を「鉦工業の用」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第1項の表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。